

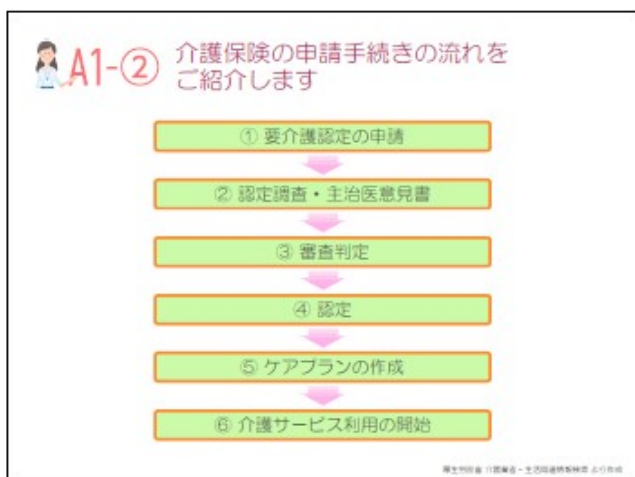


Q1 介護サービスを利用するときの手続きは？

A1-① まずは、病院主治医やかかりつけ医、看護師、医療連携室・相談室に相談しましょう。

- 市役所・区役所、地域包括支援センターでも相談できます。
- お住まいの近くの地域包括支援センターの場所は、都道府県のホームページや厚生労働省のホームページより検索できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/



Q2 介護サービスを利用するときの利用料は？

A2 介護度によって使えるサービスの内容と自己負担費用が変わります。
要介護1の場合のケアプランで…

月	火	水	木	金	土	日	利用料
		訪問看護 (90分)					約4,000~4,500円/月
<small>※要介護1の場合、訪問看護1回あたり15分程度が標準です。必要に応じて、訪問看護の回数や時間が増える場合があります。また、訪問看護の回数や時間は、介護度やケアプランの内容によって異なります。</small>							
電動ベッド (経度者への例外給付)							約15,000円/月

各サービスの費用の目安は厚生労働省のホームページをご参照ください
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/flow.html>

